

善通寺市子ども・子育て支援会議の役割について

平成24年8月に公布された「子ども・子育て支援法」に基づき制定された「善通寺市子ども子育て支援会議条例」で定めるところにより、善通寺市子ども・子育て支援会議を設置するもの。

- 1 名 称** 善通寺市子ども・子育て支援会議
- 2 委 員 数** 15人
- 3 委員の任期** 2年
平成25年9月1日から平成27年8月31日

4 委員の構成

子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、その他市長が必要と認める者

5 子ども・子育て支援会議の役割

- (1) 子ども・子育て支援会議は、市町村が教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際に意見を述べる。(子ども・子育て支援法第31条第2項、第43条第3項及び第77条第1項第1号2号関係)
- (2) 子ども・子育て支援会議は、市町村が「子ども・子育て支援事業計画」を策定・変更する際に意見を述べる。(子ども・子育て支援法第61条第7項及び第77条第1項第3号関係)
- (3) 子ども・子育て支援会議は、当該市町村の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び施策の実施状況について調査審議する。(子ども・子育て支援法第77条第1項第4号関係)